

『特別事情の書き方と文例』

□ (例1～例5)を参考にして御事情を整理し、「応募資格審査に申請する特別事情」の欄に御記入ください。

……………目 次……………

- 1 保護者の転勤に伴う一家転住……………2ページ
(例1) 父の転勤により、家族全員で府内の社宅に転居する場合
(例2) すでに父が転勤により府内在住で、家族で父の元に転居する場合
- 2 保護者の転勤以外の事情による転居……………3ページ
(例3) 府内在住の祖父の介護のため、家族で同居の必要が生じた場合
(例4) 在外教育施設的高等部がないことを理由に帰国する場合
- 3 帰国生選抜を志願する場合……………4ページ
(例5) 日本人学校中学部卒業を機に帰国し、帰国生選抜に志願する場合

(転居を伴う特別事情の場合、文面に必ず含めなければならない内容)

- ・「誰」が府内に転居予定であるか
- ・府内の転居先とその住居形態(持ち家、賃貸、社宅等)について
- ・転居予定日(3月末までに転居が完了すること)
- ・転居する特別事情
- ・受験するのに必要な要件(日本人学校中等部を卒業(見込み)・帰国生選抜の出願資格)

- * 特別事情を説明する文章では、志願者「本人」を基準に、たとえば、「保護者(父母)」、「保護者(父)」、「母(親権者)」、「父(親権なし)」、「父方の祖父」という形で、その関係を記述ください。
- * 特別事情を説明する文章で、大阪市、堺市に転居等する場合は、区(大阪市〇〇区、堺市〇〇区)まで記述ください。
- * 応募資格審査申請書には、卒業(予定)日本人学校による、他都道府県の公立高等学校を志願しない(大阪府の公立高校のみを志願する)旨の副申が必要となります。

1 保護者の転勤に伴う一家転住

(例1) 父の転勤により、家族全員で大阪の社宅に転居する場合

(転居の特別事情) ⇒ (父が4月1日付府内に転勤となるため)

(誰が) ⇒ (本人及び保護者の両方が)

(転居先と住居形態) ⇒ (府内にある社宅に) (転居予定日) ⇒ (3月24日)

*受験するのに必要な条件：日本人学校中学部卒業見込み

*次の①～⑤が作成した文書に含まれているか、確認してください。

* ① 特別な事情 ② 府内に転住する者(すべて) ③ 府内の転居先と住居形態

* ④ 転居予定日

* 受験するのに必要な条件：⑤ 日本人学校中等部を卒業(見込み)であること

父(保護者)の転勤①に伴い、家族全員②で府内に転居し、〇〇市内の社宅(借り上げ住宅)③に入居することになった。転居は令和6年3月24日④の予定である。なお、本人は、令和6年3月に、天津日本人学校中学部を卒業見込み⑤である。

【参考】「3月24日(転居予定日)までに(入居者全員が)入居予定である」ことの証明書が必要となります。

(例2) すでに父が転勤により府内在住で、家族で父の元に転居する場合

(転居の特別事情) ⇒ (父が10月に転勤により府内に転居したため)

【さらなる特別事情】 ⇒ (本人の中学卒業を機に、府内に転住し同居)

(誰が) ⇒ (本人及び母親が)

(転居先と住居形態) ⇒ (府内の父名義の持ち家で同居) (転居予定日) ⇒ (3月23日)

*受験するのに必要な条件：日本人学校中学部卒業見込み

*次の①～⑤が作成した文書に含まれているか、確認してください。

* ① 特別な事情 ② 府内に転住する者(すべて) ③ 府内の転居先と住居形態

* ④ 転居予定日

* 受験するのに必要な条件：⑤ 日本人学校中等部を卒業(見込み)であること

父親(保護者)は令和5年10月1日付けで転勤となり府内に転居することになった。本人はバ
ンコク日本人学校中学3年に在学中⑤であるため、卒業まで母親とともにタイに残ることとし、父
親が単身赴任し、現在に至っている。①

本人が中学部を卒業する機会に①母親と本人②が府内に転居し、父親と同居することになった
ので、府内の公立高校に志願したい。

なお、転居地は、大阪市〇〇区の持ち家(父名義)③であり、令和6年3月23日④に入居予定である。

【参考】父が現在居住する府内の住居に本人が転居する場合、住居関係書類は父の住民票の写しでも可となります。父が現在の住居から転居する場合には、転居先の住居の証明が必要となります。

2 保護者の転勤以外による転居

(例3) 府内在住の祖父の介護のため、家族で同居の必要が生じた場合

(転居の特別事情) ⇒ (母方の祖父の介護で同居が必要となったため)

【さらなる特別事情】⇒ (父は勤務のため、府内に転居できない)

(誰が) ⇒ (本人及び母親が)

(転居先と住居形態) ⇒ (祖父名義の持ち家に) (転居予定日) ⇒ (3月21日)

*受験するのに必要な条件：日本人学校中学部卒業見込み

*次の①～⑤が作成した文書に含まれているか、確認してください。

* ① 特別な事情 ② 府内に転住する者(すべて) ③ 府内の転居先と住居形態

* ④ 転居予定日

* 受験するのに必要な条件：⑤ 日本人学校中等部を卒業(見込み)であること

本人の母方の祖父が高齢で介護を要するため①、本人と母(保護者)が②、本人の上海日本人学校中学部卒業を機に⑤祖父(〇〇市在住)と同居③することとした。

父は仕事の関係で現地に残る予定①である。なお、転居先の住居は、(母方の)祖父名義の持ち家③であり、令和6年3月21日転居予定④である。

【参考】保護者が所有又は契約等しない住居に転居する場合は、高等学校課学事グループ(TELO6-6944-6887)までお問い合わせください。又、保護者が府内に住居を新築又は、購入し同居する場合には、その内容を示す証明書の提出が必要です。

(例4) 在外教育施設の高等部がないことを理由に帰国する場合

(転居の特別事情) ⇒ (現地に日本人学校高等部がないため)

【さらなる特別事情】⇒ (父は、仕事の関係で、府内には戻れない)

(誰が) ⇒ (本人及び母親が)

(転居先と住居形態) ⇒ (府内の父名義の持ち家に) (転居予定日) ⇒ (3月23日)

*受験するのに必要な条件：日本人学校中学部卒業見込み

*次の①～⑤が作成した文書に含まれているか、確認してください。

* ① 特別な事情 ② 府内に転住する者(すべて) ③ 府内の転居先と住居形態

* ④ 転居予定日

* 受験するのに必要な条件：⑤ 日本人学校中等部を卒業(見込み)であること

父(保護者)の転勤により、2年前に家族で、フィリピンに転居し、マニラ日本人学校中学部に編入学した。今回、現地に日本人学校高等部がないため①、中学部を卒業⑤することを機に、本人と母(保護者)が帰国②することとした。父は仕事の関係で現地に残る予定①である。転居先は、〇〇市内の持ち家(父名義)③であり、令和6年3月23日転居予定④である。

【参考】お住まいになる住居が保護者名義であることを証明する資料の提出が必要となります。

3 帰国生選抜を志願する場合

(例5) 日本人学校中学部卒業を機に帰国し、帰国生選抜に志願する場合

(転居の特別事情) ⇒ (9年の課程修了を機に)

【さらなる特別事情】 ⇒ (母は、仕事の関係で、府内には転居できない)

(誰が) ⇒ (本人及び父が)

(転居先と住居形態) ⇒ (府内の母名義の持ち家に) (転居予定日) ⇒ (3月24日)

*受験するのに必要な条件：日本人学校中学部卒業見込み

*帰国生選抜の出願資格を有すること(在留期間5年4か月)

*次の①～⑥が作成した文書に含まれているか、確認してください。

* ① 特別な事情 ② 府内に転住する者(すべて) ③ 府内の転居先と住居形態

* ④ 転居日

* 受験するのに必要な条件：⑤ 日本人学校中等部を卒業(見込み)であること

* ⑥ 帰国生選抜の出願資格を有すること

平成30年11月に、母親の仕事のため、家族でアメリカ合衆国に転居し、ニューヨーク日本人学校に編入学した。今回、本人が日本人学校中学部を卒業した①⑤のを機に、本人及び父(保護者)が帰国②することとした。母は仕事の関係で、現地に残る予定①である。転居先は〇〇市の持ち家(母名義)③であり、令和6年3月24日転居予定④である。本人のアメリカ合衆国での在留期間は5年4か月であり、帰国生選抜での志願を希望⑥する。

【参考】お住まいになる住居が保護者名義であることを証明する資料の提出が必要となります。